

(公印・契印省略)

統計委第9号
令和4年4月20日

総務大臣
金子恭之殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第162号の答申
建築着工統計調査の変更について

本委員会は、諮問第162号による建築着工統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本諮問についての統計委員会の受け止め

建築着工統計調査（基幹統計調査。以下「本調査」という。）のうち、建築物の着工時の床面積や工事費予定額と完成時点の床面積や工事費とのかい離を把握する「建築工事費調査」については、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）において、その前身である補正調査の精度向上等の見直しが指摘されたことを契機に検討が進められた。その後、「諮問第138号の答申 建築着工統計調査の変更について」（令和2年1月24日付け統計委第2号。以下「前回答申」という。）を踏まえ、調査対象建築物の工事施工者を報告者とし、調査票の提出期限を「調査対象月の翌々月の13日」、調査開始を令和3年1月分からとする調査計画の変更がなされた。しかしながら、令和4年3月28日に開催された第175回統計委員会において、国土交通省から、調査票の配布が調査計画上の当初予定より遅れているとの報告があった。

建築工事費調査について、調査票の配布に大幅な遅延が発生している現状は極めて異例な事態であり、遺憾である。国土交通省には、このような事態に至ったことについて猛省を促すとともに、今後、同様の事案の再発防止に向けて万全な取組を行うことを求めたい。

一方、建築工事費調査の重要性に鑑みると、業務の遅れを速やかに回復することが急務であり、令和4年9月末の公表期日までに確実に結果を公表できるよう最大限の努力をする必要がある。しかしながら、公表期日を遵守しようとするあまり、拙速な対応によって誤り等が発生し、公表数値の品質に問題が生じることは避けなければならない。このため、回復措置の実施過程において、更なる問題が発生しないよう細心の注意を払うことはもちろん、今後の調査実施状況に応じて、統計委員会に必要な相談を適宜行うことが重要である。

2 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和4年4月13日付け国総情建第3号により国土交通大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、本調査の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

・ 調査票の提出期限の変更

本申請では、「建築工事費調査」（調査の周期は1年）について、表のとおり、調査票の提出期限を変更することとしている。

表 調査票の提出期限の変更

現行計画	変更案
調査対象月 ^(注) の翌々月の13日	調査対象月の翌々月の13日 (調査対象月が着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物については、調査対象月の4か月後の末日) ※ ただし、令和3年1月分から令和4年4月分については、令和4年6月末日を提出期限とする(調査対象月が令和4年3月又は4月で、着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物を除く。)

(注) 工事完成月を指す。なお、注書きは事務局が付した。

建築工事費調査について、国土交通省は、前記1のとおり、調査計画に沿った時期に調査票の配布ができていなかった。

その理由について、国土交通省は、従来からの通常業務を前提とした人員体制となっていた中で、調査方法を都道府県経由から国直轄に変更した初年度であったため、調査の準備段階において、工事施工者に係る連絡先等の情報が記載されている建築工事届の写しを都道府県から入手し、調査対象名簿を作成する作業に時間を要したこと等から、調査計画よりも調査票の配布に大幅な遅れが生じたとしている。

こうしたことから、本申請では、遅れが生じている令和3年1月分から令和4年4月分について、特例として調査票の提出期限を延長し、令和4年6月末日とすることとしている。

これについては、調査対象月が異なる調査票を1年4か月分まとめて配布することになるため、調査対象となる同一の工事施工者が複数の調査票の記入を要する場合、通常よりも報告者負担の増加が懸念されるものの、国土交通省は、調査対象者に対し、調査への協力依頼や調査票に記入するための説明等を丁寧に行うこととしていることから、統計の利活用に支障が生じることを回避するためには、やむを得ないものとする。

また、前記変更と併せて、着工予定期日から工事の完成までの期間が3か月以内の建築物については、調査対象月の4か月後の末日を提出期限とすることとしている。

これについては、工事施工者に係る情報を都道府県から入手し、調査対象名簿を作成する等の作業に要する期間を勘案したものであり、調査票の提出期限を延長することにより、報告者の回答期間を十分確保できるようになることから、報告者負担の軽減の観点から、適当である。

3 建築工事費調査の実施体制及び作業スケジュール等の確認結果

前記1のとおり、建築工事費調査の重要性に鑑みると、当面はスケジュールの遅れにより統計の利活用に支障が生じることのないようにすることが最重要であり、本委員会は、円滑な調査の実施及び正確な実態把握の観点から、以下の事項を中心に、国土交通省から、改めて具体的な措置内容を聴取した。

- ① 遅れの回復に向けた取組の進捗状況
- ② 調査の実施体制及び作業スケジュール
- ③ 調査票上で調査対象建築物を特定できない中で調査を円滑かつ正確に行うための方策
- ④ 工事施工者に対する調査実施に係る周知方策
- ⑤ 回収率の向上への取組方策

その結果、可及的速やかに業務の遅れを回復するための措置としては、おおむね適当であるものの、③に関連して、調査対象となる同一の工事施工者に多数の調査票の記入を求める場合には、回答に際して補助情報として調査対象建築物の一覧表を添付することや、報告者からの問合せ窓口を設けることなど、回答誤りの防止や円滑な調査の実施に向けた適切な措置を講ずる必要があることを指摘する。

また、旧補正調査から建築工事費調査への移行期に大幅な調査の遅延が発生したことに鑑み、本委員会としては、国土交通省から適時適切に報告を受けるなどにより、引き続き建築工事費調査の実施状況について注視する必要がある。

4 今後の課題

(1) 建築工事費調査の適正化

公的統計の信頼確保に向け、同様の事案が発生することがないように、業務を確実に遂行できる体制や人員を整備し、それを基に、優先順位を勘案した適切な作業スケジュールの立案及び進捗管理（委託業務の管理・監督を含む。）を行うなど、速やかに再発防止策を検討し、調査の適正化を図ること。

(2) 総務省の統計業務相談機能や専門家の知見の活用

旧補正調査の見直しについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）においても掲げられ、標本設計の改善案の検討に当たっては、総務省統計局及び統計研究研修所の協力を得たほか、本委員会としても旧横断的課題検討部会や産業統計部会において審議を重ねた経緯がある。加えて、建築工事費調査の重要性や、旧補正調査から建築工事費調査への移行期に大幅な調査の遅延が発生したことに鑑み、調査の実施・集計等のプロセスにおいて生じ得る様々な技術的な課題や誤り等の発生リスクに適切に対処するため、次のとおり対応する必要がある。

- ① 総務省統計研究研修所の支援・助言を受けるなど、必要に応じて総務省の統計業務相談機能を活用することを通じて、適切な手法に基づいて業務を遂行し、調査計画に定められた公表期日までに確実に結果を公表できるよう最大限の努力を払うこと。
- ② 建築工事費調査の実施状況について適時適切に本委員会に報告すること。

(3) 調査実施プロセスに関する記録の作成・保存

建築工事費調査は令和3年分の調査が初めての実施であり、今後、後記(4)の調査結果の検証や調査方法等の改善を行うためには、調査の企画・実施等に関する情報が必要となることから、標本設計、調査方法、結果集計等の各プロセスについて具体的かつ正確な記録を作成・保存し、今後の業務に活用すること。

(4) 建築工事費調査の標本設計等の検証の実施

前回答申において「今後の課題」として指摘された標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析等について、今回の建築工事費調査の実施結果等を踏まえ、遅滞なく検証・検討を行うこと。また、月次で調査を行うことが適切かどうかなどの観点を含め、調査対象者の回答のしやすさに配慮した調査方法の改善に継続的に努めること。

(5) デジタル技術の活用による調査の効率化

建築工事費調査では、オンライン回答画面に誘導するQRコード付きの調査依頼状を調査対象者に郵送することにより、オンライン調査を積極的に推進しようとしている点は評価できる一方、大幅な調査の遅延が発生した理由としては、調査対象者に係る情報の入手元となる建築工事届の電子化が進んでいないことが一因となっていたことが明らかとなった。建築工事届は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づき届け出られるものであるため、統計作成の基盤整備を目的として、その電子化を直ちに推進できるものではないが、調査の効率化に向けて、デジタル技術の更なる活用について検討すること。

以上